カンボジアの司法 ~氏名等訂正の訴え~

JICA長期派遣専門家 内 山 淳

1 はじめに

これまでは、前提となる司法制度や各種法令等を紹介しつつ、カンボジアで現実に問題となっている事象を取り上げて、司法の実情をお伝えしてきた。また、始審裁判所に関する実務的な基礎データを紹介しながら、裁判所について概観した。

今号のテーマは、「氏名等訂正の訴え」である。日本では、このような訴えの類型を民事訴訟として見かけることはないと思われるが、カンボジアでは、条文上の明確な根拠がないにもかかわらず、広く利用されている。そのため、カンボジアの司法の特徴を知る上で、非常に興味深いと考えたので、取り上げる次第である。

2 氏名等訂正の訴えについて

(1) カンボジアの戸籍制度の概要

氏名等訂正の訴えとは、戸籍に記載された氏名の誤記等の訂正を求める訴えである。 これは、あくまでも形式的な点の訂正にとどまるものを対象としており、全く新しい 別の氏名に変更することを求めるものではない。

ここで, 前提として, カンボジアの戸籍制度を概観したい。

カンボジアの戸籍制度は、各人の出生、婚姻、死亡という身分関係の変動を生じる事実に応じて帳簿が異なる「複数帳簿方式」である(戸籍に関する政令117条、30条、35条参照。以下「戸籍政令」という。以下の条文は、特に明記しない限り、カンボジア法を意味する。)。これらの帳簿は相互に連動していないため、カンボジアの戸籍制度は、日本のように、一個人の身分関係の変動を統一的かつ一覧的に把握できる仕組みではない。

各帳簿への登録手続については、戸籍政令に規定されている(出生につき、戸籍政令17条以下。婚姻につき、戸籍政令28条以下。死亡につき、戸籍政令35条以下。)。例えば、出生の場合、父母は、30日以内に、定住の居住地を管轄する行政区画(コミューン又はサンカット)の役場の身分登録官に報告し、出生簿に登録してもらわなければならず、嫡出子の場合には、父母の結婚証書を見せなければならない(戸籍政令17条1項)。

 1 政令 1 0 3 号, 2 0 0 0 年 1 2 月 2 9 日発令。政令名については,「身分に関する政令」との訳語あり。 戸籍政令は, 2 0 0 2 年, 2 0 0 4 年, 2 0 0 5 年にそれぞれ改正。なお,戸籍法は,制定されていない。

カンボジア法令については、法務省法務総合研究所国際協力部(ICD)のホームページ http://www.moj.go.jp/housouken/houso houkoku cambo.html に掲載されているので、参照されたい。

出生登録後、身分登録官は、「出生証書」の正本1部を報告者(父母)に交付しなければならない(戸籍政令24条)。

他方、戸籍政令施行前に出生し、出生証明書を有さない場合、定住の居住地を管轄するコミューン又はサンカットにおいて、新たに出生登録を申請できる(戸籍政令43条1項)。

出生登録完了時,身分登録官の署名付きの「出生証明書」の正本1部を当事者に交付しなければならない(戸籍政令44条)。

なお、古い法律下で作成された身分証書や1978年以降に作成された身分証書で、現在もそれらを保存している者は、それらを持参して身分登録官に提示し、新しい制度に基づいて身分登録を行わなければならない(戸籍政令61条)。

以上のように、カンボジアにおける戸籍制度は、日本とは全く異なっている。

(2) 氏名等訂正の訴えの概要

ア 氏名等訂正を巡る社会的事情

カンボジアでは、前述した出生証明書(別添1参照)²や身分証³等が人定書類の1 つになっているが、ポル・ポト政権下で身分証明に関する資料がほぼ失われたとい う歴史的な事情や、その後の身分登録制度下においても、手書きで作成されたため、 誤記等があったという人為的な事情等により、出生登録簿等(原本)の記載が、実 際に使用している真実の氏名の綴りや生年月日等と異なっている事例が少なくない。

ところが、卒業試験、就職、選挙人登録、パスポート取得等の様々な場面で、上 記の人定書類を提出する必要があるため、出生証明書等の記載が真実の氏名の綴り 等と異なっていると証明書として機能しない。

そのため、当事者は、法律上の根拠規定はないが、氏名訂正等の訴えを提起し、 出生登録簿等に記載されている氏名の綴り等を訂正する旨の判決を得た上で、出生 登録等を所管する当局(内務省等)で、出生登録簿等の記載の訂正手続を行うこと になる。

なお、戸籍制度が不十分なカンボジアでは、身分証明の手段が曖昧であるため、かつて、不正な事例が頻発したとのことである。具体的には、就労期間を長くする 事例や給料を二重取りする事例等である。

前者の例は、実年齢が公務員の就労可能年齢に達していない者が、より早く就職 できるようにするため、生年月日を古くする(実年齢よりも年上にする)事例や、

 $^{^2}$ カンボジアの実務で使われている出生証明書の一例(クメール語から日本語への仮訳)。「戸籍業務の記載方法についての資料集」(内務省,2015年)に基づく。

³ 国が発行。内務省又はコミューンの窓口で申請。形状は、カード型(日本の運転免許証よりも少し小さいサイズ)、I C チップ入り、顔写真付き。記載内容は、固有番号、氏名(クメール語及び英語)、性別、身長、出身地、住所、個人特定のための特徴点(顔に傷あり等)、有効期間(10年間)、署名など。

逆に、公務員の定年が近くなってきた者が、より長く就労できるようにするため、 生年月日を若くする(実年齢よりも年下にする)事例等である。

後者の例は、軍関係者が、給料を二重取りするため、氏名を変更して別の架空人 を作り上げる事例等である。

いずれも,氏名等訂正という名目の下,容易に身分登録事項を変更できたことに 起因しているようである。

イ 法律上の根拠

氏名訂正等の訴えについては、カンボジアの法律上、明確な根拠規定がない。

しかし、実務上は、裁判手続によって行われている。その理由としては、戸籍政令9条において、身分登録官の役割として、「裁判所の確定判決」に基づく身分関連事項の訂正と規定されていることが挙げられる。

ただし、戸籍政令を受けた具体的な手続規定はなく、後述のとおり、条文の文言に従うと、通常の訴訟手続に依拠すべきことになるが、訴えの性質に従うと、非訟手続に依拠すべきことになる。

なお、日本における戸籍の訂正は、家庭裁判所の許可を得て行うもの(日本戸籍 法113~115条)や戸籍官吏が職権で行うもの(日本戸籍法24条2項)など があるが、いずれも明確な法律上の根拠規定がある。

ウ運用実態

(ア) 受理件数

いずれの始審裁判所においても、新規受理件数のうち大半は、氏名等訂正の訴えであり、新規受理件数の約8割を占めるところもある⁴。

(イ) 裁判に要する時間

いずれの始審裁判所においても、訴え提起から判決言渡しまで(又は申立てから決定の告知まで)、数日間から1週間程度である。

事柄の性質上,受験や就職の直前期における訴え提起又は申立てが多いため, 裁判所は,当事者の便宜を考え,優先的に処理するなどして,他の事案よりも迅 速に処理できるように工夫している。

(ウ) 訴えの類型

氏名等訂正の訴えについては、一般的に利用できる書式例(別添2参照)⁵を用意している裁判所もある。

しかし,前述のとおり,氏名等訂正の訴えという類型について,その手続の根拠規定が存在しないことから,どのような裁判手続に依拠すべきかが判然とせず,後述のように,裁判所によって,訴訟手続か非訟手続かという分類が異なる。も

⁴ 始審裁判所の受理件数等については、「カンボジアの司法〜始審裁判所〜」(『ICD NEWS』20 17年12月号) 参照。

⁵ カンボジアの実務で使われている書式の一例 (クメール語から日本語への仮訳)。バンテアイ・ミエンチェイ州始審裁判所の書式例。

っとも、いずれに分類するとしても、解釈上又は実務上の問題が残る。

(エ) 訴訟費用

いずれの手続に依拠するかによって費用額は異なる。

訴訟手続として扱うと、訴え提起費用は、1件当たり5万5000リエル(約14ドル弱)であるが、非訟手続として扱うと、申立費用は、1件当たり5000リエル(約1ドル強)にとどまる。

(オ) 日本との違い

日本における戸籍の訂正は、裁判手続を経る場合、通常の訴訟手続ではなく、家庭裁判所での家事審判手続に依拠する(日本家事事件手続法39条、別表1の124項)。また、戸籍官吏が職権で行う場合には、そもそも裁判手続を経ない。以上のように、カンボジアの氏名等訂正の訴えの手続は、日本とはかなり異なっている。

3 実務上の問題点

(1) 訴訟手続か非訟手続か

前述のとおり、氏名等訂正の訴えについては、明確な根拠規定がないため、実務上、 通常の訴訟手続に依拠すべきか、非訟手続に依拠すべきかが統一されていない。いず れの手続に依拠すべきかについて、根拠や問題点は、以下のとおりである。

ア 訴訟手続と考えた場合

戸籍政令9条では、登録身分官の役割として、「裁判所の確定判決又は法規の規定に基づく身分関連事項の訂正又は否認」を挙げ、条文の文言上、身分関連事項(氏名等)の訂正は「確定判決」に基づくと明記されている。

そのため、実務上では、氏名等訂正の「決定」ではなく「判決」を出す手続、つまり通常の訴訟手続に依拠している裁判所が多い。

しかし、以下のような問題が残っている。

まず、訴えの性質についてである。

氏名等訂正の訴えについては、給付訴訟、確認訴訟、形成訴訟のいずれなのかという点が不明であり、判決主文をどう書くべきかにも影響する。実際、訴えの性質について、あまり議論されていないためか、裁判官によって主文の書き方が異なり、統一されていない。

例えば、「戸籍官が発行した〇〇号の出生証明書に記載されている氏名 \triangle 人を××に訂正せよ。」(登記手続訴訟的な記載)、「 \triangle 人という請求内容を認めて、××であると確認する。」(確認訴訟的な記載)、「 \triangle 人という請求内容を認めて、××に変更する。」(形成訴訟的な記載)等の記載がなされている。

これらの主文例については、判決主文の統一化以前の問題として、そもそも、それぞれの性質を前提にしても、過不足のない適切な記載といえるのかという疑問があるが、やや技術的な議論になるので、ここでは割愛する。

次に, 訴訟の手続についてである。

氏名等訂正の訴えは、性質上、相手方(被告)がいないこと、公開になじまないことなどから、訴訟手続に依拠すべきとした場合、被告への送達、期日への被告の呼出しや立会い、手続の公開等の点について、実務上、どう対処すべきかが問題となっている。

実際には、裁判官の判断で、適宜、手続を省略する運用のようであるが、そのような運用が許される条文上の根拠は見当たらない。

イ 非訟手続と考えた場合

氏名等の訂正は、身分関係事項に関わる公益性が高い内容であるから、そのよう な性質に着目すると、非訟事件に分類すべきであろう。

しかし、以下のような問題が残っている。

まず、民事非訴訟事件手続法との関係についてである。

非訟事件については、日本が起草支援した「民事非訴訟事件手続法」が存在し、同法では、その適用範囲を明らかにするため、別表各項において、適用する事件類型を列挙している(同法3条1項)。この別表に「氏名等訂正の訴え」が列記されていれば、いずれの手続に依拠すべきかという問題は解決する。

しかし、この別表中には、「氏名等訂正の訴え」という類型が記載されていない。 そして、別表に列記されていない類型にも同法を適用できるようにするための包括 規定もない。

次に戸籍政令との関係についてである。

戸籍政令において,「確定判決」に基づくと明記されているが,非訟事件として扱 うと,裁判形式は「決定」とせざるを得ない。

このように,一見すると明文に反しているため,実務上,非訟手続に依拠できる のかが問題となっている。

ウ検討

氏名等訂正の訴えは、本質的には非訟事件であり、通常の訴訟手続にはなじまないため、非訟手続によるべきであろう。カンボジア法曹の中でも、同様の意見が少なからずあった。実際、全24か所の始審裁判所のうち、約3分の1に当たる始審裁判所では、特段の法令上の根拠がないにもかかわらず、氏名等訂正の訴えを非訟手続に依拠して運用していた。

もっとも、いずれの手続に依拠するとしても、一定の問題が残るため、裁判手続を経るべきという前提を維持するならば、今後、「戸籍政令を改正し、民事非訴訟事件手続法を準用する旨を定める方法」、「民事非訴訟事件手続法を改正し、別表に氏名等訂正の訴えを列記する方法」などを検討する必要があろう。

(2) 裁判所の権限か戸籍官吏の権限か

ここまでは、氏名等訂正のためには、裁判所の判断(判決又は決定)を要すること

を前提に検討してきたが、そもそも、形式的な誤記等の訂正には、裁判所の判断を要するのか、戸籍官吏の権限で訂正できるのではないかという問題もある。

戸籍を所管する内務省の立場からすると、戸籍官吏の権限で、形式的な訂正を行える方が迅速かつ簡便であるということになろう。他方、民事訴訟法を所管する司法省の立場からすると、氏名等を安易に訂正できてしまうと、従前のような社会問題が発生したり、各種手続において当事者の特定が困難になったりするおそれがあるため、裁判所による慎重な判断を要すべきであるということになろう。

また、それぞれの背景には、財政的な事情もあり、件数が多い氏名等訂正の訴えを 受理することに伴う手数料収入は無視できない。

この点,2017年10月,内務省は、司法省との共同省令ではなく、単独で、「戸籍簿のデータの訂正及び無効に関する通達」を発出した。それによると、氏名等の形式的な訂正については、戸籍官吏の権限だが、疑義があるものについては、裁判所に転送しなければならないと規定している。

しかし、この通達を発出しても、「当該通達によって、上位規範の戸籍政令と異なる 運用ができるのか」、「そもそも、戸籍法がない(法律の委任がない)にもかかわらず、 なぜ戸籍政令で規定できるのか」などの法の階層性に関する問題点は残っている。ま た、疑義があるものについては、依然として裁判所が判断する必要があるため、訴訟 手続か非訟手続かという前記の問題も解消されていない。

4 おわりに

以上のように、「氏名等訂正の訴え」に焦点を当てて、カンボジアの司法の実情を見てきた。法整備支援を通じた法令起草においては、予めあらゆる問題を想定しておくことは難しいが、日本とは異なる問題が生じることは予測し得るので、柔軟に対処できるような条文の規定方法を模索する必要がある。法律上の根拠がない訴えの類型であっても、運用上認められているという実情は、そのことを想起させる。

日本では見慣れない法的問題や実情に直面する度に、法整備支援における「想像力」の 重要性を再認識する。



州(1) ------

市・カン・州・国

出生時の子の住所 (19)

カンボジア王国 国民 信仰 国王 rrjss

番号 (4)

年 (6) -----

		出生証明書					
苗字(7)					性別	(9)	
子の名前 (8)							
英語の氏名 (10)	姓						
	名						
国籍 (11)							
年月日 (12)		年	月戸	1			
出生場所 (13) 村・コミューン・区・ 市・カン・州・国							
子の両親		父			母		
姓及び名 (14)							
英語の氏名 (15)							
国籍 (16)							
年月日 (17)		年 月 日		年	月	日	
出生場所 (18) 村・コミューン・区・							

- (20) 年 月 日, △△にて作成した。
 - (21) 戸籍吏コミューン長

 $\bigcirc\bigcirc$ 村, $\triangle\triangle$ コミューン, \times ×区, $\bigcirc\Box$ 州,カンボジア

(22) 署名及び印鑑

カンボジア王国 国家 宗教 国王

<u>訴え</u>
○○始審裁判所所長 <u>へ</u>
原告 名前,性別,年…月…日に生まれた。年…月…日付の身分証明書 号を持っている。現在の住所は,である。
 A. 目的 原告は、裁判所に対して、以下のような判決を出すように求める。 1. 名前
B. 請求を特定するのに必要な事実 ・・・
C. 請求を特定するのに必要な理由 ・・・
D. 請求を特定する書類である証拠・・・
裁判所所長,上記のような状況ですので,本件の審理及び判決を出すことをお願い致 します。 どうぞよろしくお願い致します。
州,年月日 原告の指紋